

新型コロナウイルス感染症対策本部会議における決定事項

(令和3年1月12日開催分)

【新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施に伴う組織体制と業務について】

- ・「新型コロナウイルスワクチン接種事業本部」を設置し、組織体制と業務分担をおこなう市組織全体としてワクチン接種事業を迅速かつ適正に進める。

【新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る支援について】

- ・高齢者に対するマスクや消毒液の配布など感染予防対策の支援を検討する。

【近畿2府1県（大阪府、京都府、兵庫県）に対する緊急事態宣言の発出について】

- ・緊急事態宣言対象地域にお住まいの方の利用は控えていただくよう市施設において利用制限を行なう。
- ・各施設における感染拡大防止対策の徹底を図る。
- ・緊急事態宣言対象地域及び感染拡大地域への不要不急の外出の自粛を行なう。
- ・緊急事態宣言対象地域に在住している職員の感染防止対策のため時差出勤の徹底を図る。
- ・緊急事態宣言対象地域及び感染拡大地域への外出自粛及び感染予防対策の徹底について、市民に向けて市長からメッセージを配信する。